お知らせ

御坊納税協会から

●**第35回「ごぼう税金クイズ」**
応募期間(土日祝日は郵送のみ)
11月1日(日)～17日(火)
※当選発表日：11月27日(金)

毎年恒例の「ごぼう税金クイズ」が公益社団法人 御坊納税協会の主催により行われます。
応募用紙は、納税協会、市役所、各町役場、税務署に置いてあります。奮ってご応募ください。

●**年末調整等説明会**
日時
11月18日(水) 午後1時30分～
場所
御坊市民文化会館 大ホール

問 **御坊納税協会**
☎22・1660



御坊税務署から

●**税を考える週間**
11月11日(水)～17日(火)は、「税を考える週間」です。
国税庁では様々な取組を行っておりますので、国税庁HPや2次元コードからご確認ください。

●**作文列車出発進行！**
中学生・高校生から提出していただいた「税の作文」のうち、特に優秀な作品を紀州鉄道車内に掲示した「作文列車」が**11月上旬から12月上旬**まで走行予定です。
心に響く作品ばかりですので、ぜひ一度ご覧ください。

●**税務署総合窓口受付時間**
10月1日から税務署の総合窓口の受付時間が、午前9時～午後3時となります。
開庁時間内(午前8時30分～午後5時)に来署された場合も対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いいたします。

問 **御坊税務署**
☎22・0695

国税庁HP

近畿税理士会御坊支部から

●**税理士による無料相談**
日時
11月11日(水)
午前10時～午後4時
場所
オークワロマンシティ1階エントランス
この機会に、税金についてお気軽にご相談ください！

問 **近畿税理士会御坊支部**
☎22・0463

夜間・納税相談窓口

夜間の納税および納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。
町税は納期限内に納付しましょう。

●**日時**
11月30日(月)
午後5時15分～8時
●**場所**
役場別館1階 税務課

問 **税務課**
☎63・3802

転出される方へ

バイクや軽自動車の名義変更・廃車手続きをお忘れなく

バイクをお持ちの場合
(125cc以下のバイク)
町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合や、お持ちのバイクを他の方へ譲渡される場合は、必ず税務課で手続きを行ってください。125cc超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります。

軽自動車をお持ちの場合
町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会で必ず行ってください。

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していなくても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されますので、お心当たりの方は税務課までご相談ください。

問 **税務課**
☎63・3802

教育委員を紹介します

10月1日(木)、戸根弓佳さんが教育委員に任命(再任)されました。任期は4年です。



戸根弓佳さん(高家)

問 学校教育班 ☎63・2038
生涯学習班 ☎63・3812

石綿作業主任者技能講習

●日時 12月3日(木)　午前9時20分～
4日(金)　午前9時30分～
●申し込み締切 11月17日(火)
●講習時間 11時間(修了試験含む)
●受講資格要件 なし
●受講料 8,000円

問 中紀技能訓練協会 ☎63・1500

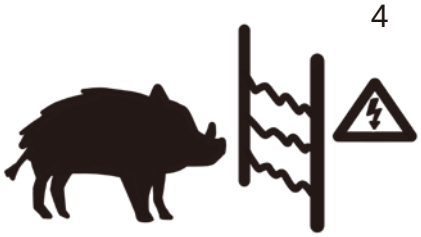
防護柵設置支援事業のご案内

農家の方々が鳥獣による農作物被害を防ぐため、町内の農地に電気柵・ワイヤーメッシュなどを設置する場合、資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

●補助額
事業費の3分の2以内
※過去に補助を受けている農地で防護柵の資材更新等を行う場合等は3分の1以内の補助額になります。(設置して5年間は補助対象外農地)

令和9年度事業で希望される農家の方は、**令和8年12月18日(金)**までに産業建設課へお申し込みください。

問 産業建設課 ☎63・3804



犯罪被害者月間

11月1日～12月1日までは犯罪被害者月間です。

犯罪被害に遭われた方やご家族は、生命、財産、権利を侵害されるなど直接的な被害に加え、精神的苦痛や、経済的困難など長期にわたって多くの問題を抱え苦しんでいます。

再び平穏な生活を取り戻すためには、地域のみなさまのご理解とご協力が何より重要となります。

ポータルサイト
ぎゅっとch



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

Jアラートの試験放送

地震や津波等の発生に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報伝達の試験放送を行います。

●日時 11月11日(水)　午前11時

問 総務課 ☎63・2051

和歌山県最低賃金が改正決定されました

●最低賃金の名称
和歌山県最低賃金
●最低賃金額
時間額1,101円
●効力発生日
令和8年10月3日
●適用範囲
和歌山県内で働く全ての労働者とその使用者

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問 和歌山労働局労働基準部賃金室 ☎073・488・1152

